

2028年世界卓球選手権の開催準備業務委託仕様書

1 目的

令和9年度に開催する「2028年世界卓球選手権（以下「大会」という。）」に係る基本計画や大会予算を作成し、大会開催に向けた準備を支援するもの。

2 大会概要（仮）

- (1) 名称：2028年世界卓球選手権
- (2) 日程：令和10年2月～3月
- (3) 開催地：福岡県内（調整中）
- (4) 大会規模：参加チーム数：男女各64チーム
参加選手数：最大640名（大会関係者合計1,300名）

3 業務概要

- (1) 基本計画の作成
- (2) 大会予算の作成
- (3) 協賛営業の支援
- (4) スポーツ振興くじ助成金の申請に係る基礎資料の作成
- (5) その他

4 業務内容

(1) 基本計画の作成

次の内容を含む基本計画（以下「計画」という。）を作成すること。

No.	項目	主な内容（案）
①	大会コンセプト	<ul style="list-style-type: none">・大会コンセプト・大会を通じた社会的課題解決の取組・大会開催に向けた機運醸成事業・大会レガシーの創出
②	施設整備	<ul style="list-style-type: none">◎施設内外のゾーニングと役割◎座席計画・インフラ・給排水、空調等の設備・照明
③	放送	<ul style="list-style-type: none">◎通信手段（ネット環境の整備状況、回線の手配等）◎必要機材（自己調達分、協賛確保分の整理を含む）◎中継カメラ設置場所◎撮影方法◎配信方法◎配信映像の管理方針◎国際放送会社の受入計画・メディア対応計画

④	競技	<ul style="list-style-type: none"> ◎大会概要 ◎競技運営に係る会議スケジュール ◎タイムテーブル ◎出場チーム ◎レギュレーション（特別規則） <ul style="list-style-type: none"> ・医療支援体制 ・宿泊施設の選定 ◎大会役員の選定 ◎審判募集要項（時間、謝金、集合場所等） <ul style="list-style-type: none"> ・必要機材（自己調達分、協賛確保分の整理含む） ・必要機材の調達、輸送、設営方法
⑤	警備	<ul style="list-style-type: none"> ・警備方針 ・指揮系統図 ・警備員の配置図 ・警備員のシフト表 ・警備資機材の配置図 ・選手、観客及び関係者の動線図 ・警備員への研修計画
⑥	大会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制図 ・VIP 対応フロー ・観客対応フロー ・緊急時対応（災害、事件、事故等）
⑦	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮系統図 ・ボランティア業務 ・ボランティアの配置図 ・ボランティアのシフト表 ・募集要項、プライバシーポリシー、参加規約等 ・ボランティアへの研修計画 ・ボランティア管理のためのシステム ・ボランティアへの配付物品
⑧	プロトコール	<ul style="list-style-type: none"> ・式典などにおける基本指針 ・レセプション企画 ・セレモニー企画 ・表彰式企画
⑨	アクセディテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・AD コントロール ・セキュリティレベルの考え方 ・ゾーニング
⑩	宿泊・輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・選手、関係者の移動手段 ・選手、関係者移動用車両の運行スケジュール ・会場、宿泊施設等における駐車場所 ・発着所、台数、運行表
⑪	マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛カテゴリー&セールスなど考え方

		<ul style="list-style-type: none"> ・ スポンサーメリットの検討 ・ 販売価格の考え方
⑫	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観戦、集客に係る広報 ・ 周辺観光、物産の販促に係る広報 ・ 広報手段（SNS、付帯イベント、有料広告等） ・ 広報実施時期、ターゲット
⑬	会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際卓球連盟総会（分科会含む）の準備、運営

・「◎」の内容については、発注者が作成した基礎資料を提供するので、それを元に作成すること。

- ・ 計画の作成にあたっては、発注者と随時調整を図ること。
- ・ 関係法令等を遵守し、また、関係機関と綿密な協議、調整を行うこと。
- ・ 関係機関との調整及びマーケティング業務等の進捗を踏まえ、全計画の整合を図ること。
- ・ 計画の主な内容については、原則、上記表によるものとする。ただし、発注者と協議の上、必要に応じ変更することができるものとする。
- ・ なお、内容が重複するもの又は別に作成する必要がある項目については、発注者と協議の上、統合又は分割することができるものとする。
- ・ 作成のスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年 6月：計画案の作成

令和8年10月：計画案をもとに、各調整を踏まえた計画の作成

（2）大会予算の作成

- ・ 計画に基づき、大会開催経費の積算根拠となる数量及び金額等の数値を算出し、大会予算を作成すること。
- ・ 作成のスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年 6月：予算素案の作成

令和8年10月：予算素案をもとに、各調整を踏まえた予算案の作成

（3）協賛営業の支援

- ・ スポンサーカテゴリーを整理したセールスシートを作成すること。セールスシートは、計画案及び大会予算素案と整合を図ること。
- ・ 作成のスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年 6月：セールスシートの作成

（4）スポーツ振興くじ助成金の申請に係る基礎資料の作成

- ・ スポーツ振興くじ助成金の申請に必要な基礎資料を作成すること。
- ・ 作成のスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年11月：申請に必要な基礎資料の作成

（5）その他

- ・ 本業務を実施するにあたり、当然必要な事項については、発注者の指示に基づき対応すること。

5 成果品

3 (1) ~ (4) については、次の形式により納品すること。

- (1) 納品媒体、数量 : 紙媒体 2 部及び電子データ (USB) 1 部
- (2) 電子データ : Windows で表示可能な形式 (PDF、WORD、Excel、PowerPoint 等) とする。その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

6 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに発注者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、これに対する費用は、受注者の負担とする。

7 帰属

- (1) 受注者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)) を発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利 (以下「著作者人格権」という。) を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) (2) の規定は、受注者の従業員、仕様書 9 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4) (2) 及び (3) の規定については、発注者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (5) 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受注者がこの契約締結以前から有していたか、又は受注者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受注者に留保され、その使用权、改変権を発注者に許諾するものとし、発注者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、発注者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、発注者の帰責事由による場合を除き、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (8) 受注者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を発注者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- (9) 電子データは、完成後に発注者又は発注者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

8 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受注者からの請求に基づき委託料を支払う。

9 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 個人情報の取扱い

業務を通じて取得した個人情報の保護及び秘密の保持を遵守すること。また、受注者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。